

岡田事務所通信

令和2年 **10** 月号 (第 182 号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

監督署による監督指導 令和元年度は 78.1%の事業場で法令違反

厚生労働省は、令和元年度に実施した、長時間労働が疑われる事業場に対しての労働基準監督署による監督指導の結果を公表しました。調査結果によりますと、対象となった 32,981 事業場のうち、15,593 事業場 (47.3%) で違法な時間外労働を確認し、是正・改善に向けた指導が行われました。また、このうち実際に 1 カ月当たり 80 時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、5,785 事業場 (37.1%) となりました。

監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が 1 カ月当たり 80 時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。厚生労働省は、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11 月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行う方針を発表しています。

新型コロナ関連の解雇・雇い止め、6 万人超に

新型コロナウイルスの感染拡大に関連した解雇や雇い止めの人数 (見込みを含む) が初めて 6 万人を超えました。厚生労働省によりますと 9 月下旬で 6 万 439 人に達し、8 月末日時点で 5 万人を超えてから、1 カ月弱で 1 万人増えたこととなります。

厚労省が 2 月から全国の労働局やハローワークを通じて日々の最新状況を集計しています。厚労省が把握できていない事例もあるため、実際の人数はもっと多いとみられています。4 万人から 5 万人に達したのも約 1 カ月で、毎月 1 万人ペースで増えていることとなります。

新型コロナ関連の解雇・雇い止めのうち 2 万 5 千人超が非正規労働者となり、業種別の集計では製造業が 9 千人超で最も多く、宿泊業や小売業、飲食業がそれぞれ 7 千人を上回りました。労働者派遣業は 4 千人程度となっています。

なお、帯広公共職業安定所によりますと十勝で新型コロナウイルスに関連して解雇された人は、宿泊・飲食業を中心に 8 月末現在で約 70 人となっております。

7 月の道内求人倍率 0.95 倍 離職で新規求職者増

北海道労働局は、道内の 7 月の有効求人倍率が前年同月比 0.26 ポイント減の 0.95 倍となり、7 カ月連続で前年同月を下回ったと発表しました。新型コロナウイルス感染拡大の影響で求人数が低迷する一方、事業主の都合で離職して新たな職を求める人が増えています。

また、帯広公共職業安定所が発表した十勝管内の 7 月の有効求人倍率は 1.27 倍で、前年同月を 0.18 ポイント下回りました。前年割れは 5 カ月連続となり、新型コロナウイルスの影響で、派遣社員や観光業を中心に新規求人が減少した上、職安への来所を見送るなど求職者数も落ち込みました。

新規求職申し込みは 17% 減の 826 件となり、特に女性 (22.1% 減) が求職を控えており、月間有効求職者数も 3.8% 減の 4,272 件にとどまりました



- 豊平峡ダム -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【介護休業給付】

介護休業給付は、雇用保険の被保険者で一定の条件を満たす者が、職場復帰を前提として家族を介護するために介護休業を取得した場合に支給される給付金です。介護休業開始日の前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上ある場合等に支給されます。

同一の対象家族について、介護休業給付金を受けたことがある場合であっても、要介護状態が異なることにより再び取得した介護休業については、介護休業給付金の対象となります。ただし、この場合は同一家族について受給した介護休業給付金の支給日数の通算が、93日を限度とし、3回までに限り支給されます。

事務所より

10月に入ると秋も半ばと感じるとともに年末が近づいて来ていることを実感し始めますね。新型コロナウイルスに振り回され続けた2020年ですが、少しでも穏やかな気持ちで年末を迎えたいですね。

10月は年次有給休暇取得促進期間となります。昨年4月から有給休暇の5日以上取得が義務化され、経営側、労働者双方の有給休暇に対する意識が少しずつ変わってきている事が見受けられます。5日以上有給休暇取得義務については本人が取得した日数も含めることとなりますので、本人が自発的に有給休暇を取る形が本来は望ましいかと思えます。ただ、そのためには会社内において有給休暇を取りやすい雰囲気作りが必要となるかと思えます。今までの社内の慣例等もあり、なかなか気軽に有給休暇を取れる雰囲気のない会社もあるかと思えますが、昨年4月からの取得義務化をきっかけに少しずつ社内の有給休暇に対する意識を変えていくことも重要かと思えます。有給休暇を取らせることは会社にとっても本人のモチベーションアップや業務効率化の向上等のメリットがありますので、法律で決まっているからではなく、会社全体の事を考え、取り組んでいくことが重要かと思えます。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

先月号でもお伝えしましたが、今年度の北海道の最低賃金は前年度から据え置きで861円のままととなります。時給者だけではなく月給、日給者の方についても月や1日の所定労働時間で時給額を算出し、最低賃金を割っていないかの確認が必要となりますので、ご注意下さい。又、健康保険の被扶養者資格の再確認について協会けんぽの方から確認書類が送られるかと思えますので、こちらについては事業所でご提出いただくものですが、記入内容や記載方法等でご不明な点等ありましたら、弊社までご相談ください。

